

## 公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解

島しょ部6都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の原案を平成26年5月16日から平成26年5月30日まで公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第16条第1項の規定により、公述の申出があり、平成26年7月10日に公聴会を開催した。その公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解は次のとおりである。

名称	公 述 意 見 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
島しょ部6都市計画 都市計画区域の整備開発及び保全の方針	<p>(1) 有機有用資源の再資源化について、農業者と連携して農業への活用を提言する。伐採樹木、刈り草や落ち葉、食物残さ、期限切れの非常食糧などは、農業者との連携によって有用資源として利用できる。年間を通して温暖な亜熱帯は有機物の分解も早く、規模の小さな小笠原の村は有機ごみの処理について先進的取組ができると思われる。</p> <p>(2) 現在使用されていない都管理の優良農地の活用を提言する。東京都の農業試験場として整備された農地も現在、荒れ果てたままであったり、使用されていない状態が多く見られる。農場の有効利用として、新規就農者への長期貸し出し、研修用地化を検討してはどうか。</p> <p>(3) 新たな土木工事は自然保護を優先することを提言する。世界自然遺産指定は、貴重な生態系を住民が少々不便でも守っていこうという意味もあると思う。貴重な生態系を壊滅させる土木工事中止、見直しをすべき。</p>	<p>(1) 本マスタープランでは、「都市の低炭素化に関する都市計画の決定の方針」に、廃棄物の減量化や再資源化について記載している。加えて、ご意見等を踏まえ、生ごみの農業への活用などを促進していく旨を記載することとした。</p> <p>(2) 都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき、都市の将来像や、区域区分、土地利用など主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。 都管理農地の活用方策等については、所管部署をはじめとした関係者間での十分な調整のもと、検討していくものである。</p> <p>(3) 本マスタープランでは、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」において、小笠原諸島の管理計画などに基づく土地利用規制と連携し調整を図りながら、自然環境を保全していくこととしている。</p>